

## 入札説明書の変更

起工第6号山家19工区下水道築造工事に係る入札説明書の一部を次のように改正する。

平成22年7月23日

筑紫野市総務部管財課契約担当

第4項第7号③を次のように改める。

### ③近接工事について

同時期に山家地内において、下水道工事「起工第7号山家20工区下水道築造工事」  
「起工第10号山家18工区下水道築造工事」及び「起工第11号山家21工区下水道築造工事」を実施予定

第4項第7号の次に次の1号を加える。

### (8) 近接工事の経費調整について

本工事が他に発注する同一工事区域内の工事、又は工事区域が隣接（隣接する工事端間距離等が50m以内）する工事と工期が重複する場合で、同一業者が落札したときは、契約締結後設計変更により共通仮設費、現場管理費、一般管理費を調整する。

第9項第1号オ中後段の技術者の兼任に関する内容を次のように改める。

配置技術者の資格を主任技術者とする場合は、本工事と近接工事の経費調整の対象となる関連工事に限り同一の技術者が兼任できる。ただし、配置を予定する技術者の資格について「監理技術者」の資格が必要な場合は、同一の技術者による兼任を認められない。

※上記について改正した「入札説明書」を再ダウンロードして下さい。